

## 令和7年度

# 「みさとしらゆり送迎保育ステーション」及び 「みさとしらゆり第2送迎保育ステーション」の ご案内

### 【送迎保育のしくみ】

送迎保育ステーションで児童を預かり、専用バスを使用して市内の保育所へ送迎します。日中は在籍している保育所で保育し、夕方、再び送迎保育ステーションに戻って保育をします。

#### ◆利用条件

市内居住かつ集団保育可能な児童で、以下のいずれかの条件を満たす方

- ① 保護者の通勤時間等（就労・疾病・就学等）の状況により、保育標準時間内（午前7時30分～午後6時30分）に送迎することが困難な場合。
- ② 兄弟姉妹の児童が別々の保育施設に入所している場合。（保育標準時間認定の場合に限る。）

※送迎保育事業の利用申込みは、送迎先保育所(指定保育所)に入所（決定）している必要があります。

- ◆場 所 みさとしらゆり保育園（北・中央コース）  
みさとしらゆり第2保育園（南コース）
- ◆定 員 90名（北コース、中央コース、南コース各30名ずつ）
- ◆対象年齢 満2歳以上
- ◆実施期間 月曜日から金曜日まで（国民の祝日、年末年始除く）
- ◆送迎時間 約1時間（午前7時45分までに登園してください。）  
朝の部 送迎保育ステーションを午前8時頃出発  
夕の部 送迎保育ステーションに午後5時30分頃到着
- ◆料 金 日額 100円（月額 2,000円を上限）

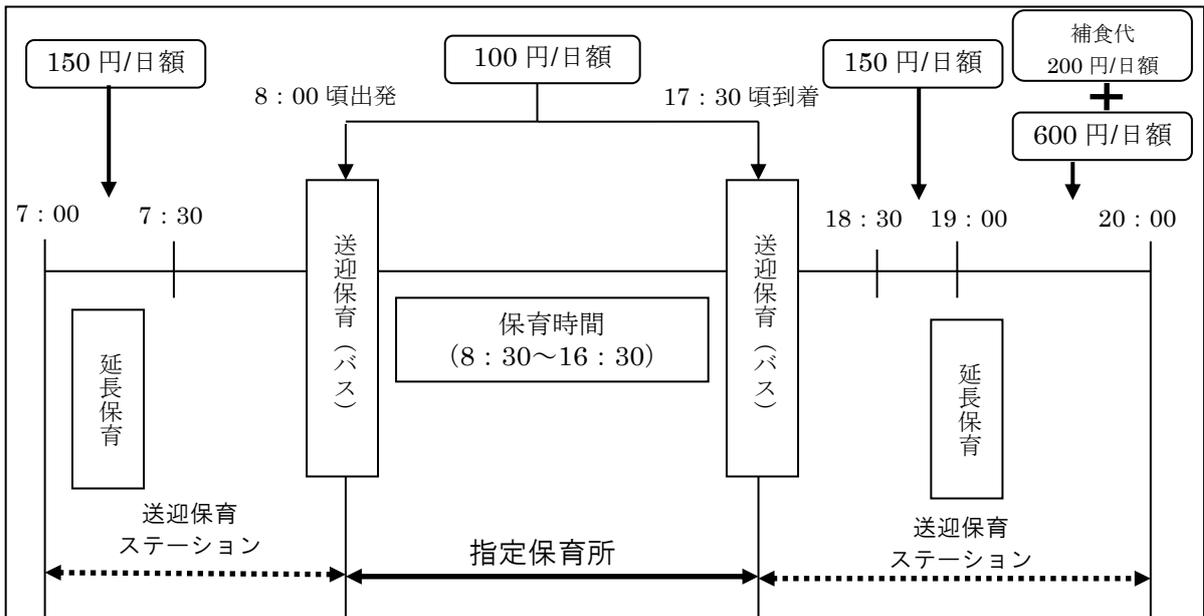
※朝夕の料金。朝又は夕いずれか一方の利用のみでも同額。

お支払いは月締めとなります。

## ◆延長保育

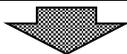
送迎保育ステーションの延長保育を利用することにより、最大午前7時から午後8時まで児童をお預かりすることができます。なお、延長保育を希望する場合、別途延長保育料がかかります。

- ・ 午前7時00分～午前7時30分 150円/日
- ・ 午後6時30分～午後7時00分 150円/日
- ・ 午後7時00分～午後8時00分 600円/日（補食希望者は別途200円/日）

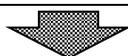


## ◆申込の流れ

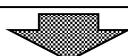
利用申請	<p>利用希望月の受付期間内に以下の書類を三郷市すこやか課へ提出してください。</p> <p><b>【必要書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三郷市送迎保育事業利用申込書（表裏両面）</li> <li>・ 送迎保育利用にあたっての留意事項</li> <li>・ 送迎不可であることの診断書（保育事由が「疾病」の方のみ）</li> </ul> <p><b>【提出方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すこやか課窓口</li> <li>・ 郵送（締切日必着）</li> <li>・ 電子申請（締切日の午後11時59分まで）</li> </ul>
	<p>申請フォームはこちら</p> 



利用調整	利用定員を超える申込者がいた場合、市は、必要性の高い児童から順に利用調整を行います。
------	--



結果の発送	利用希望月の前月 20 日頃、すこやか課より通知を発送します。 【利用決定の場合】「利用承諾通知書」 【利用保留の場合】「待機通知書」 【利用条件に合致していない場合】「利用不承諾通知書」
-------	---



説明会	利用承諾となった方は、下記日程の <u>午後 2 時より</u> 行われる送迎保育説明会に <u>お子さんと一緒に</u> 出席してください。
-----	---

◆申込日程

利用希望月	受付期間	結果通知	利用説明会※
4 月	2/25～3/10	3/17 頃	3/24 (月)
5 月	3/11～4/7	4/20 頃	4/28 (月)
6 月	4/1～5/7	5/20 頃	5/26 (月)
7 月	5/1～6/5	6/20 頃	6/26 (木)
8 月	6/2～7/7	7/20 頃	7/28 (月)
9 月	7/1～8/5	8/20 頃	8/26 (火)
10 月	8/1～9/5	9/20 頃	9/25 (木)
11 月	9/1～10/6	10/20 頃	10/24 (金)
12 月	10/1～11/5	11/20 頃	11/26 (水)
R8.1 月	11/4～12/5	12/20 頃	12/26 (金)
R8.2 月	12/1～1/5	1/20 頃	1/26 (月)
R8.3 月	1/6～2/5	2/20 頃	2/25 (水)

※利用説明会は、みさとしらゆり保育園（北・中央コースの方）、みさとしらゆり第2保育園(南コースの方)で行います。どちらも上記日程の午後 2 時から開始です。

◆利用調整について

定員を超える申込者がいた場合、送迎保育必要性の認定基準表に基づき、「事由による指数」と「優先利用による指数」の合計を算出し、指数の高い方から利用調整を行います。

なお、4月選考につきましては、既に継続して利用している方の利用調整を行った後、新規申込の方の利用調整を行います。

《同点の場合の判断基準》

合計指数が同点の場合、家庭状況を以下の順番で比較し、送迎保育の必要性が高いと判断します。

①	事由による指数が高い方
②	自宅から利用中保育施設への直線距離が遠い方
③	保護者の市民税所得割額（保育料算定に利用する金額）が低い方

《令和7年度の指数表》

保育必要性の認定基準表				令和7年4月1日入所選考基準					
児童氏名		記入年月日	令和 年 月 日						
事由による指数(※2つ以上の事由に該当する場合はいずれか高い方の指数)									
事由	細目	点数		事由	細目	点数			
		父	母			父	母		
就労(外勤・自営中心等※)	月20日以上	週40時間以上の就労が常態	20	20	求職活動	求職準備	5	5	
		週35時間以上の就労が常態	18	18	就学	求職のため日中外出を常態としている場合	2	2	
		週30時間以上の就労が常態	16	16		学校教育法に定める学校、職業訓練施設等における職業訓練を含む(1日4時間以上、月16日以上)の就学)	8	8	
		週25時間以上の就労が常態	14	14	上記以外	5	5		
		月16日以上	週32時間以上の就労が常態	16	16	要支援	虐待防止等のため特別な支援を要する家庭	20	20
			週28時間以上の就労が常態	14	14	不存在	離婚・離婚調停中・死別・失踪・拘禁等	20	20
	週24時間以上の就労が常態		12	12	保育の必要性	保育の必要性を確認できる書類が未提出(※自営中心者の他に、会社役員、取締役、個人事業主、常務等を含む。)	利用不可(選考対象外)		
	月12日以上	週20時間以上の就労が常態	10	10					
		週24時間以上の就労が常態	13	13					
		週21時間以上の就労が常態	11	11					
	上記以外	週18時間以上の就労が常態	8	8					
	内職	月収6.5万以上	基準作成時の埼玉県の最低賃金×64時間(R5.10.1基準 1,028円)※1,000円未満切捨	3	3				
月収6.5万未満			2	2					
就労(自営協力者・専従者)	月20日以上	週40時間以上の就労が常態	18	18	優先利用による指数				
		週35時間以上の就労が常態	16	16	両親不在世帯		5		
		週30時間以上の就労が常態	14	14	証明書	ひとり親家庭(他に同居者がいない)		3	
		週25時間以上の就労が常態	12	12	辞任・退職	ひとり親家庭(他に同居者がいる)		2	
		月16日以上	週32時間以上の就労が常態	14		14	離身赴任(他に同居者がいない) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合		2
			週28時間以上の就労が常態	12	12	離身赴任(他に同居者がいる) ※三郷市に隣接する市区(松戸市・流山市・吉川市・八潮市・葛飾区)以外に居住している場合		1	
	週24時間以上の就労が常態		10	10	生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合		2		
	月12日以上	週20時間以上の就労が常態	8	8	虐待防止等のため特別な支援を要する家庭		5		
		週24時間以上の就労が常態	11	11	療育手帳・児童が心身に障がいや有する者		1		
		週21時間以上の就労が常態	9	9	その他世帯員に心身に障がいや有する者がいる場合		1		
	上記以外	週18時間以上の就労が常態	7	7	兄弟姉妹が別々の保育施設を利用している場合		2		
	就労内定	月20日以上	週40時間以上の就労が内定	10	10	兄弟姉妹が同じ保育施設を利用している場合		1	
週35時間以上の就労が内定			9	9	18歳以上65歳未満の同居者(別世帯の場合も含む)について、保育の必要性が確認できない(書類の提出がない場合を含む)場合		△2×人数		
週30時間以上の就労が内定			8	8	申込日時点で世帯に保育料の滞納がある場合		△30		
妊娠・出産	出産予定日2か月前の属する月の初日から出産日8週間後の翌日の属する月まで								
疾病等	入院中(原則1か月以上)		20	20	注) は、支給認定期間を3か月間とする。				
	常時病臥・精神性(精神障害保健福祉手帳1～3級)		20	20					
	精神性(上記以外)		10	10					
障がい	一般の治療中		8	8					
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A・B		20	20					
	身体障害者手帳3級、療育手帳 C		16	16					
介護・看護	身体障害者手帳4級		10	10					
	入院常時介護・看護 原則1か月以上		20	20					
	通院自宅介護・看護 通院週4日以上		16	16					
	通院自宅介護・看護 通院週1日以上3日以下		12	12					
	その他の介護・看護		10	10					
		記載日							
		事由による指数							
		優先利用による指数							
		合計指数							
		保護者確認							
		職員確認							
		変更月	4月						

◆申込みにあたっての留意事項

- 申込の際に入所施設が決定している必要があります。  
例) 5 月以降に入所が決定した方で、送迎保育を利用希望される場合は、最短で6月の申込みをすることができます。
- 別添の「送迎保育利用にあたっての留意事項」をよくお読みいただきからお申込み下さい。
- 保護者が求職活動中や育児休業中の場合は保育短時間認定のため、送迎保育を利用できません。年度の途中で保育短時間認定となった場合には、利用中止となります。
- 利用期間は最長 1 年間です。新年度で利用を希望する場合は、改めて「三郷市送迎保育事業利用申込書」等の必要書類をすこやか課へ提出する必要があります。
- 年度の途中で送迎保育の利用を中止する場合は、「三郷市送迎保育事業利用中止届」をすこやか課にご提出ください。
- 利用者の人数や交通の状況等により、ルート及び送迎保育ステーションが変更になる場合があります。
- 送迎保育に係るバス料金や延長保育料は、送迎保育ステーションが徴収します。利用月の翌月末に口座引き落としとなります。引き落としの手続きが未完了の場合は現金でお釣りの無いようお支払いください。  
例) 4 月分の利用料については、5 月初旬に請求額が確認でき、5 月末に口座引き落としとなります。

# 記入例

様式第1号（第5条関係）

三郷市送迎保育事業利用申込書

令和7年〇月〇日

三郷市長 あて

保護者 住所 **三郷市花和田648番地1**  
氏名 **三郷 太郎**  
電話 **000(0000)000**

次の理由により三郷市送迎保育事業の利用を申し込みます。

送迎保育 ステーション名	<b>みさとしらゆり送迎保育ステーション</b>	
利用開始希望日	<b>令和7年4月1日</b> から	
利用希望児童	フリガナ	生年月日
	氏名	
	<b>ミサト ジロウ</b>	<b>令和〇〇年〇月〇日</b>
	<b>三郷 次郎</b>	
送迎保育を必要とする理由	該当する項目番号に○をしてください。(1・2どちらも該当する場合は両方に○) <b>○(1)</b> 保護者の就労、疾病、就学その他保育必要性の事由の状況により、保育標準時間内に送迎することが困難なため。 <b>○(2)</b> 兄弟姉妹が別々の保育施設を利用しているため。	

# 記入例

毎日の送迎者	朝…父・ <b>母</b> ・その他（                    ） 夕…父・ <b>母</b> ・その他（                    ）																																																
送迎状況	<p><b>《母による送り》</b></p> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">車</td> <td style="width: 25%;">車</td> <td style="width: 25%;">車</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>自宅 →</td> <td>保育施設A(弟) →</td> <td>保育施設B(兄) →</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>7:20</td> <td>7:30</td> <td>7:50</td> <td>8:00</td> </tr> <tr> <td>徒歩</td> <td>電車</td> <td>徒歩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→ 三郷中央駅</td> <td>→ ○○駅</td> <td>→ 職場（30分遅刻）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8:15</td> <td>9:15</td> <td>9:30</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>《母による迎え》</b></p> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">徒歩</td> <td style="width: 25%;">電車</td> <td style="width: 25%;">徒歩</td> <td style="width: 25%;">車</td> </tr> <tr> <td>職場 →</td> <td>○○駅 →</td> <td>三郷中央駅 →</td> <td>自宅 →</td> </tr> <tr> <td>17:45</td> <td>18:00</td> <td>19:00</td> <td>19:15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育施設B(兄) →</td> <td>保育施設A(弟)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19:25</td> <td>19:45</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><b>《父による送り》</b>  <b>出社時間 7:30(通勤時間 1 時間 30 分)のため、開設時間内送迎不可。</b></p> <p><b>《父による迎え》</b>  <b>退社時間 19:00(通勤時間 1 時間 30 分)のため、開設時間内送迎不可。</b></p> <p><b>《その他》</b>  <b>同居の祖父、疾病(別紙診断書)により、送迎困難</b></p>	車	車	車		自宅 →	保育施設A(弟) →	保育施設B(兄) →	自宅	7:20	7:30	7:50	8:00	徒歩	電車	徒歩		→ 三郷中央駅	→ ○○駅	→ 職場（30分遅刻）		8:15	9:15	9:30		徒歩	電車	徒歩	車	職場 →	○○駅 →	三郷中央駅 →	自宅 →	17:45	18:00	19:00	19:15		車			保育施設B(兄) →	保育施設A(弟)			19:25	19:45		
車	車	車																																															
自宅 →	保育施設A(弟) →	保育施設B(兄) →	自宅																																														
7:20	7:30	7:50	8:00																																														
徒歩	電車	徒歩																																															
→ 三郷中央駅	→ ○○駅	→ 職場（30分遅刻）																																															
8:15	9:15	9:30																																															
徒歩	電車	徒歩	車																																														
職場 →	○○駅 →	三郷中央駅 →	自宅 →																																														
17:45	18:00	19:00	19:15																																														
	車																																																
保育施設B(兄) →	保育施設A(弟)																																																
19:25	19:45																																																

※バスを使わない場合の送迎状況をご記入ください。

※ご提出いただいている就労証明書等と比較し、保育標準時間内（午前7時30分～午後6時30分）に送迎することが可能と判断される場合は承諾いたしかねます。

